

特別支援教育支援員の実践事例



これまでの様々な経験をとおして、すばらしい実践をされている特別支援教育支援員が県内には多数いらっしゃいます。その中の一例を紹介いたします。

○特別支援教育支援員 A さんの取組 (B 市特別支援教育支援員研修会実践発表より)

唐突ですが、私は子どもが大好きです。何か子どもと関わる仕事がしたいと思い、特別支援教育支援員をはじめ、4年目になります。

今日の発表の場を与えられたのも、経験が長いからだと思います。これまで、自分が行ってきたことを振り返る良い機会と前向きに捉えて、発表させていただきました。

一口に特別支援教育支援員といっても、様々な役割があります。一つは個人に付く支援員です。1校目の C 小学校では、特別支援学級の ADHD の児童に付いて支援をしておりました。教室移動や体育の時間の安全確保、基本的な生活習慣確立のための支援が中心でした。

二つ目が、学校に付く支援員です。2校目の D 小学校そして現在の E 小学校では、複数の学年に入り、主に学習支援を行っています。今日は、主に学習支援に取り組んできたことをお話しさせていただきたいと思います。

1 信頼関係の構築

(1) 子どもとの信頼関係

「この先生に側に来てもらいたい」。私は、支援をする子どもにそのように信頼してもらうことが、支援をするための最初の一步だと思います。

子どもとの信頼関係があれば、よい学習支援につながります。信頼関係のないまま、いきなり個別に支援しようとしても、うまくいかないことが多いようです。私自身も、慣れないクラスで、いきなり一人に張り付いて支援しようとして、子どもに拒否された経験があります。子どもも大人と同じようにプライドを持つ一人の人間です。このプライドを傷つけないようにしていかなければいけません。私は先ほどの経験をもとに、その後は、個別に支援したい子どもがいても、慣れないうちは一人だけに張り付かないように気をつけるようにしました。また、初めから一人に張り付いてしまうと、周りの児童も「あーあの子に教えるために来ているのね」と思うようになって、他の児童を支援していくうえでも、初めから一人に張り付くことは控えなければいけないと思います。しばらくは付いたり離れたりを繰り返しながら観察します。観察していると、子どもなりのこだわりや、やり方も分かってきますし、それを尊重しながら、特に初めは「できたらほめる」「上達したらほめる」を繰り返すようにして信頼関係を築いていきます。「先生、分かん」「教えて」と言われたら、しめたもの。私なりに信頼関係構築の瞬間かなと思います。

信頼関係を築くための方法として、私がやっていることを二つ紹介します。

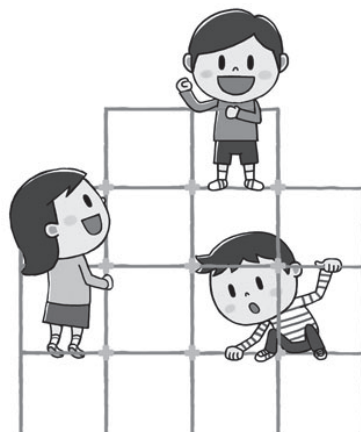
①給食時間

一つ目は給食時間です。給食時間、私は各学級をまわるようにしています。お喋りをしながら一緒に食事をすることで、授業では見ることができない子どもの性格や、家族との関係などを知ることができます。「恐竜について詳しい」「ピアノを習っていて発表会が近い」「お姉さんがいて、もう働いている」などさまざまな情報が得られますし、何と云っても話題が見つかります。そんな会話をしていく中で、私自身に、子どもたちに対する深い関心が生まれます。そのことが子どもに伝わることで、信頼感が芽生えるような気がします。

今 E 小学校では、一週間ごとにクラスを替えて給食を食べていますが、一週間が終わるとき「先生、今度いつ来る?」と言ってくれる子どももいてとても嬉しいです。

②遊び時間

二つ目は、子どもと遊ぶことです。子どもの性格や友達関係を知ることができますし、子どもに受け入れられる一番の近道のような気がします。「全員遊びでサッカーをしますので、先生来てください」と子どもからよく言われます。私ももう年齢的に若くはありませんので、さすがに中・高学年と一緒にサッカーをすることはできません。そんな時は、ゲームを見てあげるようにしています。ゴールを決めた瞬間を見ると、また子どもとの会話も増えます。低学年の縄跳びや遊具遊びも同じです。登り棒ができるようになったり、ジャングルジムを一番上まで登れたりしたことで、また子どもをほめる場面ができます。これからも、できる限り子どもの遊びに付き合いたいと思っています。



(2) 学級担任との信頼関係

支援をするうえで、学級担任との信頼関係を築くことが大切だと思います。現在勤務先のE小学校はごく小規模な学校です。三つの学級に入って、算数や国語を中心に学習支援を行っています。3人の担任それぞれに、やり方・経営方針がありますので、信頼関係を築くためには、まずはそれを知らなければいけません。「授業が始まる前に、必ずノートに日付を書いて開いて待つ」「数多くの問題を解かせるために、枠や筆算は定規を使わずにフリーハンドで描く」など、担任によってやり方が異なりますので、それを知ってそれに応じた支援をしなければいけません。子どもの理解の状況なども早い段階で担任に報告します。一日6時間では打合せの時間も取れませんので、とにかく、授業の行き帰りや休み時間など、少しの時間を見つけて、担任に相談や報告をするように心掛けています。このように多く会話することが、担任の方針や考え方も分かり信頼関係を築くうえで大切なことだと思っています。



2 子どもが見える場所

(1) 保健室

昼休みの保健室は、授業以外の子ども的一面を見る格好の場所だと思います。私は給食後、保健室で歯磨きをするのが習慣になっていますが、毎日保健室に行くと、よく怪我をする子ども、よく熱を測ってもらう子どもなどが分かってきます。よく怪我をする子どもはわりと活発な子どもが多いようですが、「頭が痛い」と言って熱を測ってもらう子どもの中には、心に気がかりなこと、心配事を抱えていることもあるようです。そんな時は雑談をするのですが、保健室は子どもを知るいい場所だと思います。

保健室で得た、気になる子どもの情報を担任と共有し、適切な支援を行うことで、周囲の子どもに溶け込めるようになったこともありました。

(2) 朝マラソン

学校によっては、全校で朝マラソンに取り組んでいる学校もあるかと思いますが。朝マラソンは、その日の子どもの「気構え」「心構え」「体調」がよく分かる時間だと思います。マラソンを子どもと一緒に並んで走っても、もちろん良いのですが、先生方がよくやっというらっしゃる、子どもとは逆向きに走ること（私も、初めは「子どもと並んで走ると、競争の形になって嫌だな」という怠慢な気持ちで逆回りに走っていたんですが）、これが意外に子どもの本音や調子が分かるんです。やる気がなくなっている子どもは、友達と話しながらだらだらと、体調が悪いときはお腹を押さえながらなど、子どもの内面やその日の体調が手に取るように分かるんです。それに逆回りだと、子どもに声をかけたり、タッチをして励ますこともできます。今は小さい学校で全校児童の様子が見られるので、ここで気づいたことも担任に報告するようにしています。

3 やりがいを感じる時

この仕事の魅力は、やはり毎日が新鮮で変化に富んでいるというところ。とび縄を結べなかった子どもが結べるようになったり、水に顔を浸けられなかった子どもが浸けられるようになったりなど、これまでできなかったことが、できるようになるととても嬉しいですよね。子どももできるようになると、「先生見てください」と言って、やってくるんです。そして、成功するとハイタッチや拳を合わせてほめるんです。すると満足そうな笑顔を見せてくれる。そんな時がやりがいを感じる瞬間です。

また、担任の先生から「支援してもらって助かった」と感謝の言葉を掛けていただいたときも嬉しいです。

一学期末、水に恐怖心のある女の子を個別に支援したことがあります。彼女は授業が始まって、必ず5分も経たないうちに「寒い」と言ってプールから上がります。私は、担任や養護教諭と相談して、初めのシャワーで体が冷えないように、胸から下だけを洗わせるようにしました。プールに入ってから体が冷えないように、プール内を歩かせたり、顔を洗わせたりと別メニューで取り組ませました。この女の子が水に慣れて、「寒い」と言って上がらなくなったことももちろん嬉しかったけれど、担任から「私がこうやって欲しい、と思い描いたように支援をしてもらえて助かる」と言ってもらったことが嬉しかったし、何よりも、私を信頼して任せてもらったことがとても嬉しかったですね。

4 学級担任や校内での連携

現在一日5コマ、週25コマの授業に支援に入っています。その他、諸活動や日誌記録の時間を入れると、ほぼ勤務時間の6時間は終わります。とても担任との授業の打合せや子どもの様子などを、改めて時間をとって報告する時間はありません。先ほども申しましたように、授業に向かう時に打合せを行い、担任の先生を見かけては、子どもの状況を伝えるようにしています。その他、子どもの状況の詳細は、毎日日誌に記録して管理職には伝えるようにしています。いくら忙しくても担任は話を聞いてくださるし、管理職も毎日日誌にコメントを書いてくださいます。先日、担任と話しているところを見た2年生の男の子から、「先生たち、いつも仲が良いですね」と言われました。担任と信頼関係ができ連携が取れていることが支援を行ううえで、最も大切なのではと感じます。

5 今後の課題

とはいっても、教材研究や打合せなしでは、どのように支援していいものか分からないときも多々あります。算数は答えが一つなので何とかできますが、高学年の国語は、担任の目指すものがつかめにくくて、なかなか支援が難しいです。それにまた、集中力や粘りのない児童への支援にも苦慮しています。

子どもの実態は様々なので、支援方法も千差万別です。しかしこれからも、毎日試行錯誤を繰り返していくことで、その子どもたちに適した支援方法を見つけていこうと思っています。

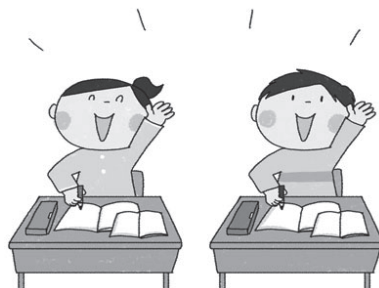
終わりにになりますが、平成24年7月末から8月上旬にかけて、ロンドンオリンピックが開催されました。懸命に頑張る選手の姿に多くの感動を与えてもらいました。

私が最も心に残っているのが、団体競技の姿です。個人競技のときよりも自分の力を発揮する場面をたくさん見せてもらいました。

これが「チーム力」なんだと改めて感じました。

私たち支援員も、学級担任をはじめ学校の先生方とチームとして動くことで、大きな力を発揮できるのかなとも感じました。

これからも、そんな支援を目指して、目の前の子どもたちのために頑張りたいと思います。



障害種別ごとの支援のポイント

【LD】

「Learning Disabilities」の頭文字をとったもので、「学習障害」といいます。

知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものを身につけたり使用したりすることに困難を示す状態を指します。

☞ 【LD の子どもへの支援のポイント】

○言葉を聞き分けることや覚えておくことが難しい特徴があるので、指示はできるだけ短く伝えたり、複雑な内容はメモに取らせたりします。また、話す前に「〇〇さん」と名前を呼んで子どもの注意を引きつけたり、本人が聞いていることを確認してから話したりします。

○過去の失敗経験から特定の教科や活動に苦手意識を持っていることも多いので、少しでもできたことを褒め、自信が持てるようにします。

【ADHD】

「Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder」の頭文字をとったもので、「注意欠陥多動性障害」といいます。

ADHD の子どもには、注意欠陥（注意力・集中力に欠ける）、多動性（じっとしてられない・しゃべりすぎる）、衝動性（急に何かをしてしまう）という特徴があります。それらの特徴は自分でコントロールするのが難しく、生活や学習上の困難さにつながっています。

☞ 【ADHD の子どもへの支援のポイント】

○名前を呼んで目を合わせてから話し始める、注目する文字や図を指さすなどして、注意が向くようにします。

○教室を出て行ったり、やるべき課題でないことを始めたりしたときには、いきなり叱るのではなく、「窓の外の飛行機が気になったから教室から出て行ったんだね」などと、できるだけおだやかに話しかけて本人の気持ちを共感的に受け止めてから、「でも、〇時までには座ってようね」といったように具体的に何をすればよいのかを伝えるようにします。また、質問が終わるまで話を聞く、順番を守るといったルールについても、その都度伝えるようにします。場面を示した絵カード等を活用すると理解しやすくなります。

【自閉症】

①他人との関係が希薄で社会的な関係を築くことが苦手、②言葉を適切に使用してコミュニケーションを取ることが困難、③特定の物や人などへの強いこだわりなどが特徴です。自閉症のうち知的な遅れがない人は「高機能自閉症」と呼ばれます。また、同じく自閉症で知的な遅れがなく、言葉の発達にも遅れがない人は「アスペルガー症候群」と呼ばれます。しかし、アスペルガー症候群の人も、相手の気持ちを考えた会話ができないなどコミュニケーションを取ることの課題がある点では、高機能自閉症の人と同じ困難さを抱えているといえます。

☞ [自閉症の子どもへの支援のポイント]

- 「最後までちゃんとしなさい」などのあいまいな言い方を理解することは難しいので、「赤い線の所まで切りなさい」のように具体的に指示するようにします。また、「〇〇しない！」と強い声かけをすると情緒的に不安定になる子どもも多いので、穏やかに「今は△△します」と具体的にすべきことを伝えるようにします。
- 突然の大きな音に過剰に反応する子どもが多いので、穏やかな口調で名前を呼んでから話しかけるようにします。また、急に体に触れられることが苦手な子どもには「肩を触るよ」などと言葉をかけてから触れることで、次に起こることを予測して安心感が持てるようにします。
- 予定の変更を受け入れたり暗黙のルール等を理解したりすることが難しい特徴があるので、前もって伝えておくようにします。その際、あらかじめ紙に書いた物を提示しながら説明するなど視覚的な手掛かりがあると理解しやすくなります。



【情緒障害】

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自分ではコントロールすることができないために、学校生活や社会生活に支障をきたす状態をいいます。情緒障害にはさまざまなものがありますが、選択性かん黙やチックなどが代表的なものです。

☞ [情緒障害の子どもへの支援のポイント]

- 子どもとの信頼関係作りが大切ですが、無理に関わりを求めるのではなくかかわること自体が安心できる雰囲気を作るように心がけます。特に、選択性かん黙の場合はこうした配慮が必要です。

【視覚障害】

眼球、視神経、大脳視覚中枢等のいずれかの部位の病気や働きの低下により、見えなかったり、不十分にしか見えなかったりする状態のことをいいます。単に視力の程度だけでなく、視野や色覚、光覚（暗い所や明るい所で見えにくい）といった機能が関わっており視覚障害の状態はさまざまです。視覚に障害があることで、移動することをはじめ、文字の読み書き、図形等の読み取り及び筆記用具等を用いて文字や絵などを表現することが難しくなります。また、食事や着替え、排泄といった日常生活動作を円滑に行うことが難しい場合も多くあります。

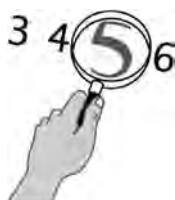
☞ [視覚障害の子どもへの支援のポイント]

○聞いたことからものごとの意味を学ぶ力に優れていますが、実際に物に触れたり動作などを体験させたりすることで的確なイメージを学習できるよう支援していきます。

その際、「こっち側」「向こう」といった言葉ではなく、「右側」など具体的に伝えるようにします。

○弱視の場合は、文字や図を拡大した教材や弱視レンズ等の補助具を活用して学習します。

その際、学習時の姿勢や光の当たり具合にも配慮し、見やすい環境を整えていくようにします。



【聴覚障害】

身の回りの音や話し言葉が聞こえにくい、あるいはほとんど聞こえない状態をいいます。音が内耳の感覚細胞を刺激するまでの経路の障害（伝音難聴）と感覚細胞から脳の聴覚をつかさどる部位までの経路の障害（感音難聴）に分けられますが、両方に障害がある場合もあります。聴覚障害に対応する補助具としては補聴器が有名ですが、内耳に電極を埋め込んで聴神経（聞こえの神経）を刺激し、音が聞こえるようにする「人工内耳」の手術を受けている子どももいます。

☞ [聴覚障害の子どもへの支援のポイント]

○後ろからの言葉かけを聞き取ることは難しいので、顔や口元を見せて話すようにします。

その際、逆光にならないような配慮も必要です。大切な内容は、要点をメモに書いて渡すことでより確実に伝えることができます。

○補聴器を使用している場合は、学級担任等と連携して適切な使用ができているかを確認し、聞こえづらそうな様子を見逃さないようにします。

【知的障害】

認知や言語などにかかわる知的能力や他人とのコミュニケーション、日常生活や社会生活、余暇利用などについての適応能力が同年齢の者より明らかに遅れがみられる状態をいいます。抽象的な内容を理解したり、学習したことを実際の生活で応用したりすることが苦手であり、適切な指導や支援が必要です。

☞ [知的障害の子どもへの支援のポイント]

○「～をしたら席に戻って、…をして、〇〇してください」のように、一度に多くの指示内容を理解するのが難しいので、「1～をしたら席に戻ります。2…をします。3〇〇をしたら終わりです。」とわかりやすく指示するようにします。絵カード等の視覚的な情報を合わせて提示すると理解しやすくなることもあります。

○少しでもできたことがあったら褒めて自信をつけさせ、自発的、自主的に学習に取り組めるようにします。一方、苦手なことに挑戦することは大切ですが、「手伝ってください」等の支援を求める態度も同時に育てていくようにします。

【肢体不自由】

発生原因を問わず、手足や体幹に障害があるものを肢体不自由といいます。先天性あるいは生後の事故（切断など）等による形態的な障害によるものと、中枢神経系や筋肉の機能の障害（脳性まひ、筋ジストロフィーなど）によるものに分けられます。思うように手足を動かしたり姿勢を保ったりすることが難しいため、日常生活動作や書字などに時間がかかったり支援が必要であったりします。脳性まひの子どもでは、発音が不明瞭である場合も多く見られます。

☞ [肢体不自由の子どもへの支援のポイント]

○学習時の姿勢が崩れて見たり聞いたりするのに支障が出ているときは、適宜姿勢を整えるよう支援します。

○移動や排泄、給食などの場面では、学級担任等と連携しながら自分で取り組ませる部分と支援を行う部分のバランスを保つようにします。また、子どもが支援を必要とするときに「手伝ってください」と意思を伝えられるようにすることも大切です。

○医学的にしてはいけないことや注意が必要なことについては、学級担任等を通じて事前に把握しておくようにします。



【病弱・身体虚弱】

病弱とは、病気にかかっているため体力が弱っている状態をいいます。一過性の病気ではなく、長期にわたっているもの、または長期にわたる見込みがあるものでその間医療又は生活規制が必要なものを指します。身体虚弱とは、先天的または後天的な原因により身体のさまざまな機能の異常を示したり病気に対する抵抗力が低下したりする状態、またはそういった状態になりやすいため継続的な生活規制が必要なものを指します。病弱・身体虚弱教育の対象となる病気としては、気管支喘息、筋ジストロフィー、心臓病、心身症などがあります。

☞ [病弱・身体虚弱の子どもへの支援のポイント]

○医学的にはいけないことや注意が必要なことについては、学級担任等を通じて事前に把握しておくようにします。また、心身症の子どもでは行動や情緒の状態が短時間で大きく変化することもあるため、気づいた点を速やかに学級担任等に報告するようにします。

○病気や友達との関係、学習の遅れ等に対する不安や悩みにより、心理的不適応が生じていることが多くみられます。安心できるような言葉かけや接し方を工夫して、信頼関係を築くことが大切です。

【言語障害】

発音が不明瞭であったり、言葉のリズムがうまくとれていなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑でないこと、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。構音障害は、言語障害の中でも代表的なもので、「カメ」を「アメ」と発音したり（省略）、「サカナ」を「タカナ」と発音したり（置換）することがみられます。

☞ [言語障害の子どもへの支援のポイント]

○発音の間違いをその都度注意したり言い直しをさせたりすることは、本人の話す意欲を低下させてしまう恐れがあるので、たとえば子どもが「タカナがいるよ」と言ったときに「そうね。サカナがいるね」と正しい発音を返すようにします。

○制作活動や体育的な活動など、子どもからの自発的な働きかけが出やすい場面では、人とやりとりをすることが楽しいと感じられるように、積極的なやりとりを促していきます。



Q & A（支援にあたって留意すべき点）

～学校として～

Q1：特別支援教育支援員に効果的に支援してもらうためにはどのような体制を整えたらよいでしょうか。

A1 まず、校内委員会等において、学級担任や特別支援教育コーディネーター等と特別支援教育支援員が、どのような連携・協力をするのか事前に決めておくことが必要です。特別支援教育支援員を特定の児童生徒の担当として、後は全てお任せにするのでは効果的な支援は望めません。

次に、支援の対象となる児童生徒が困っていることやその原因、長期的な目標や短期的な目標、指導内容と支援の進め方などについて十分理解してもらうことが重要です。これまで、特別支援教育支援員との人間的な触れ合いを支えに学校生活における問題を克服した事例が報告されていますが、そうした特別支援教育支援員の働きも対象となる児童生徒をいかに理解しているかによるところが大きいと言えます。

さらに、学校組織に入る特別支援教育支援員の心情に配慮することが大切です。教員が圧倒的に多数の職場に、少人数で入る特別支援教育支援員は心細いものです。教員にとって常識的なことであっても、特別支援教育支援員にはよく分からないことも多いでしょう。教員の側から声をかけて、特別支援教育支援員とのコミュニケーションを積極的に図りましょう。

Q2：管理職として、特別支援教育支援員により良く取り組んでもらうには、どのような配慮が必要でしょうか。

A2 管理職は、特別な支援が必要な児童生徒への対応について、学校経営上の課題として、随時、その状況を評価し改善することが大切です。

学級担任等と特別支援教育支援員との考え方が違っていたり、特別支援教育支援員が児童生徒を十分に理解していなかったりするために、効果的な支援がなされないような場合には、学級担任等と連携して、積極的に支援方法等の改善を図る必要があります。

その際には、学級担任等の考えや思いを踏まえ、児童生徒等への最適な対応のために、学校としての指導方針や研修の必要性などについて、特別支援教育支援員と共通理解することが重要です。そのため、そのための打合せも業務としてきちんと位置付けておきましょう。また、一方では、学級担任等への適切なアドバイスが効果的であることもあり、両者への対応が重要です。

Q3：学級担任や保護者、特別支援教育支援員の連携を図るにはどうしたらいいでしょうか。

A3 特別支援教育支援員を配置する場合は、学級担任と保護者が特別支援教育支援員の役割等を十分に理解しておくことが、支援を要する子どもにとってとても重要であり、そのうえで個別の指導計画を基にした連携が図られなければなりません。

また、個別の指導計画を改善するための校内委員会などには、教員と保護者だけでなく、特別支援教育支援員も参加できるようにしましょう。学級担任等とは異なる立場の者が、チームによる支援を実施していることを保護者にも理解していただくとともに、その人となりを分かっていることも有意義なことです。

なお、こういった場では、困難を示している状況や関係者の苦労を語ることに多くの時間を割いてしまいがちですが、大切なのは誰がどんな役割を分担し、いつまでどの程度まで行うかを明確にしておくことです。短時間の話し合いであっても最低限のことは決定することができるように工夫しましょう。

こういった連携のための情報交換や打合せの時間も特別支援教育支援員の業務の一つとして勤務時間内に位置付けておくことは非常に重要です。

～特別支援教育支援員として～

Q4：学級担任等の授業をどのように補助すればよいのでしょうか。

A4 特別支援教育支援員は、授業そのものはできません。ですから、例えば、何らかの事情で学級担任等が教室から離れてしまった場合、授業を補助していた特別支援教育支援員が、その授業を引き継ぎ、代替して行うことはできません。

教員免許を保有していても、教諭又は講師として配置されているわけではありませんから、やはり授業を行うことはできません。

特別支援教育支援員が行う補助とは、児童生徒への授業における教示や指示の補完・補充、授業の準備や後片付けの援助、学級環境の整備等の援助などがあります。学級担任等は、特別支援教育支援員に対して、学級経営方針や特別な支援が必要な児童生徒の授業及び生活指導などにおけるねらいを、的確に伝え、対応してもらうことが重要です。

Q5：学級担任等とどのように連携を図ったらいいのですか。

A5 学級担任等と支援方針を共通理解するために事前の打合せを行うことが連携を図る第一歩になります。

通常、支援の内容や対象児童生徒の特性などについては、個別の指導計画に記述されています。そこで、最初に行うことは、学級担任等が個別の指導計画を用いて、特別支援教育支援員に、その内容を説明することでしょう。その際、支援対象となる児童生徒だけでなく、その学級における他の児童生徒への配慮点などについても共通理解がされていると、その後の支援がスムーズに進むようになります。支援が始まってからは、機会を捉えて、打合せや情報交換を行い、同一歩調で支援が進められるように配慮します。

なお、特別支援教育支援員は教員とは異なった立場で子どもに関わります。その立場からの気づきや発見が、大切な支援のための情報になる場合もありますので、気づいたことは積極的に担任に報告するようにしましょう。

Q6：支援の直接の対象ではない児童生徒にはどのように接したらよいのでしょうか。

A6 特別支援教育支援員の役割は、対象となる児童生徒の支援が第一義的な役割であることは言うまでもありません。しかし、対象となる児童生徒への支援の形態は様々であり、他の児童生徒とかかわりを持つことも少なくありません。したがって、学校生活の様々な場面で特別支援教育支援員がどのように動いたらよいか、他の児童生徒への接し方も含めて、事前に学級担任と十分打合せしておくことが大切です。

また、障害のある児童生徒が通常の学級の中で必要な支援を受けて学校生活を送っていくためには、周囲の児童生徒の理解が不可欠です。一人一人の学び方が違うことや支援を必要とする人もいることなどを取り上げながら、児童生徒の発達段階を踏まえて、特別支援教育支援員が何のために教室に入っているのか、どのような役割を果たすのかなどについて説明し、支援を受ける本人以外の児童生徒も特別支援教育支援員について理解しておくことが大切です。

Q7：支援の内容や方法などについて、担当の児童生徒から尋ねられたときにはどのように接したらよいでしょうか。

A7 対象の児童生徒と身近に接する特別支援教育支援員は、障害に関することや支援の仕方について質問を受けることがあります。こうした場合、当該児童生徒の発達段階や、障害受容の状況等を踏まえたうえで適切に答える必要があります。

したがって、どのように伝えるかについて、学級担任や特別支援教育コーディネーターと事前に十分打ち合わせておく必要があります。同時に、対象ではない児童生徒からの質問に対しても答えられるようにしておきます。

対応の仕方を一概に言うことはできませんが、基本的には、

- ・対象となる児童生徒の個人情報の取扱いに十分留意する。
- ・対象となる児童生徒の自己評価が低下しないようにする。
- ・友達から差別されることのないようにする。

などのポイントを押さえ、一人一人の状態や学級の様子に応じた接し方をすることが大切でしょう。

Q8：個人情報の取扱いについて心得ておくべきことはどんなことですか。

A8 学校で行う指導や支援が信頼され、効果を上げていくためには、個人情報の取扱いは極めて重要です。

特別支援教育支援員は、児童生徒の重要な個人情報に触れる可能性も高いと思われます。児童生徒の障害の状態など、知り得た情報などについては、学校以外の場所で話題にしたり、保護者がいないときに勝手に本人に伝えたりするようなことは厳に慎まなければなりません。また、これは特別支援教育支援員として業務に携わっている期間のみならず、終了後も同様です。



用語解説

インクルーシブ教育

「包括的な教育」や「包容する教育」と訳され、「障害の有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育」のこと。「障害者権利条約」（平成18年：国連採択）の批准に向けて平成23年8月に改正された「障害者基本法」の中に、インクルーシブ教育の理念が盛り込まれている。

インクルーシブ教育システム

障害者権利条約によると、「人間の多様性を尊重し、障害者が能力等を最大限発達させ、自由な社会に参加することを可能とすることを目的として、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

合理的配慮

障害のある子どもたちが他の子どもと平等に教育を受けるために、障害の状況に応じて学校の設置者及び学校が、教育の内容や方法、設備等の必要な変更や調整を行うこと。障害のある子どもが学校教育を受ける場合に、その状況に応じて個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。

個別の教育支援計画

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために、子ども一人一人の障害等に応じて作成する長期的な（支援）計画のこと。各学校が保護者をはじめ、医療、福祉、労働等の関係機関と連携しながら作成する。現在、特別支援学校においては、在籍する全ての子どもについて作成が義務づけられている。小学校、中学校、高等学校等においては、必要に応じて作成することになっているが、特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために、作成することが望ましい。

個別の指導計画

各学校において、障害のある子ども一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うために、学校の教育課程等に基づき、子ども一人一人の指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。現在、特別支援学校においては、在籍する全

ての子どもについて作成が義務づけられている。小学校、中学校、高等学校等においては、必要に応じて作成することになっているが、特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために、作成することが望ましい。

通級による指導

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける教育の形態のこと。授業時数についても弾力的な運用が可能となっている。（年間：10～280単位時間）通級による指導の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などで、知的障害は含まれない。

特別支援学校

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

特別支援学級

特別支援学級は、障害の程度が比較的軽い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学級。小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）で、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

ソーシャルスキルトレーニング

対人関係をうまく保ち、社会で適応するために必要な技術を、効果的に分かりやすく習得するための練習。

発達障害

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と規定されている。

参考・引用文献

- 安倍陽子 諏訪利明編(2006) 発達と障害を考える本②ふしぎだね! ?アスペルガー症候群[高機能自閉症]のおともだち ミネルヴァ書房
- 長崎県教育センター(2006) 見え方に困難のある子どもへの教育的支援の手引—弱視児の理解と個に応じた指導のための Q&A—
- 長崎県教育センター(2006) 特別支援教育理解推進ハンドブック 気になる子どもを支援する先生方のために～教育相談 Q&A～
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2007) 「特別支援教育支援員」を活用するために
- 独立行政法人国立特別支援教育研究所(2009) 特別支援教育の基礎・基本 一人一人のニーズに応じた教育の推進
- 『特別支援教育ハンドブック』編集委員会編 特別支援教育ハンドブック 第一法規
- 鹿野賀津子(2010) 特別支援教育支援員ハンドブック 日本文化科学社
- 岩手県立総合教育センター(2012) 特別支援学級経営の手引
- 秋田県総合教育センター(2012) 学級担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック〔改訂版〕

※ 本誌は平成24年度文部科学省委託事業「特別支援教育総合推進事業」の成果物として作成しております。

特別支援教育支援員サポートブック

発行日 平成25年3月
編集・発行 長崎県教育庁特別支援教育室
(電話) 095-894-3402